

# 1 環境騒音及び自動車騒音

## (1) 騒音に係る環境基準について

### ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

#### ○ 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては、40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
  - ② 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
  - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

### ＜環境基準の評価＞

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- ① 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- ② 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- ③ 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- ④ 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- ⑤ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z 8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。  
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

### ＜環境基準の地域としての評価＞

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- ① 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- ② 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

### イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対 象 市 町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿兒島市 志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
鹿屋市 奄美市		
枕崎市 南九州市		
阿久根市 伊佐市		
出水市 始良市		
指宿市 さつま町		
西之表市 湧水町	B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
垂水市 錦江町		
薩摩川内市 肝付町		
日置市 中種子町	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
曾於市 瀬戸内町		
霧島市 和泊町		
いちき串木野市 知名町		
南さつま市		

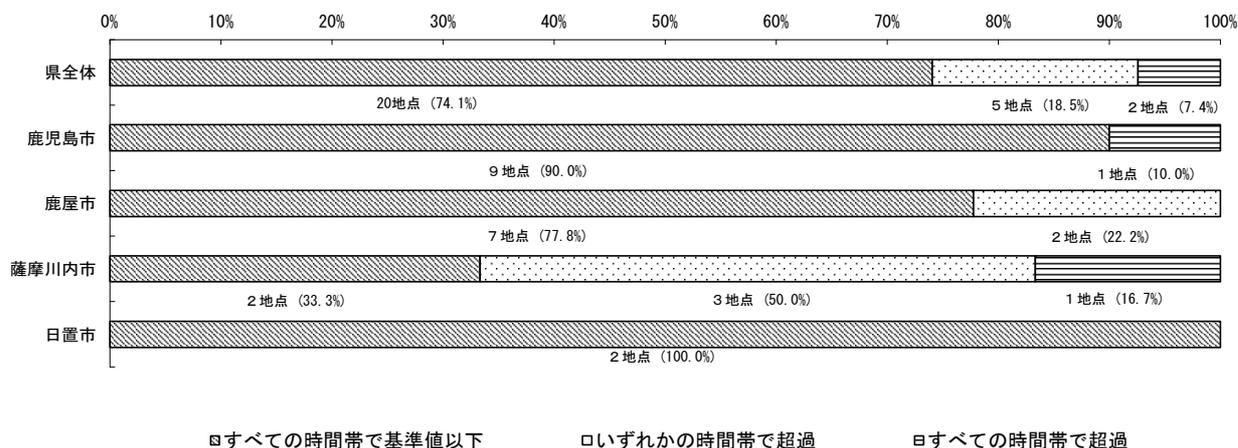
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

## ウ 調査結果の概要

平成29年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

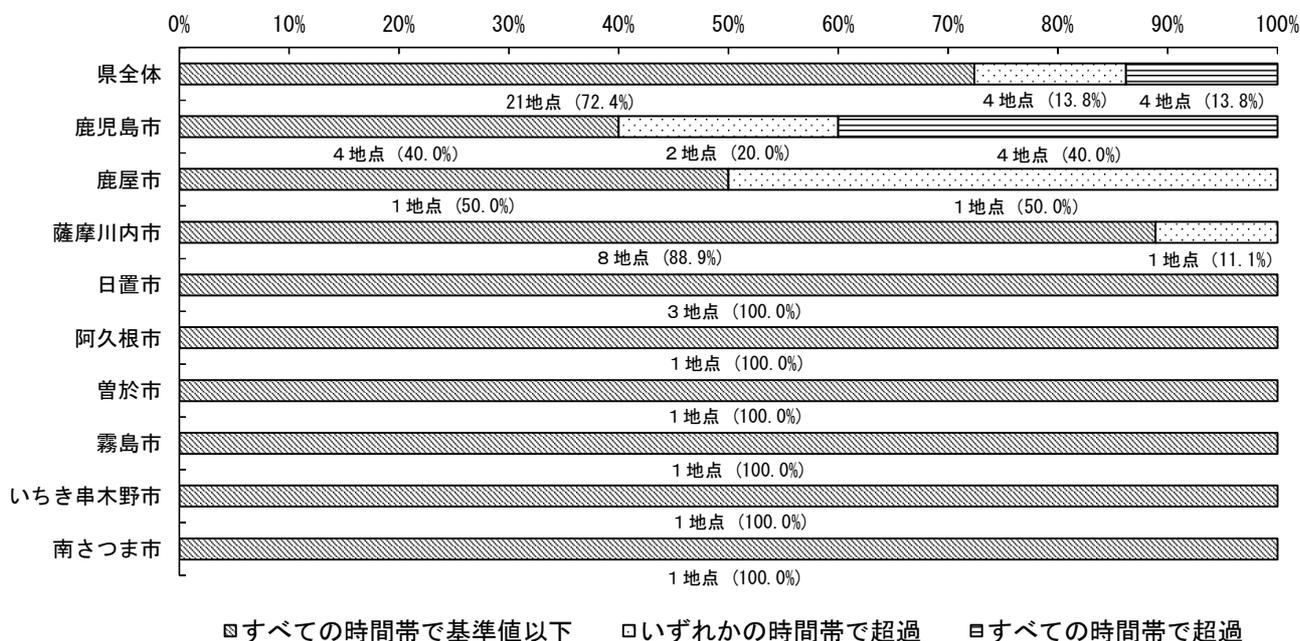
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（27地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は74.1%（20地点）、いずれかの時間帯のみで基準値を超過している地点は18.5%（5地点）、すべての時間帯で基準値を超過している地点は7.4%（2地点）であった。

### ① 騒音に係る環境基準(一般地域)の調査結果概要



(注) 本図のデータは、平成29年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### ② 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、平成29年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### ③ 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<面的評価>概要

県が調査したさつま町ほか7町の計28区間（2,738戸）における環境基準(道路に面する地域)を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

## エ 調査結果の詳細

### ① 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音調査結果(市実施)

単位：デシベル(A)

市町村	番号	測定地点	用途地域 (注1)	環境基準 類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準		達成状況		
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜
鹿児島市	1	伊敷8丁目	1低	A	H30.1.12	H30.1.13	47	38	55	45	○	○	○
	2	下伊敷1丁目	1低	A	H30.1.12	H30.1.13	50	37	55	45	○	○	○
	3	福山町	1低	A	H30.1.12	H30.1.13	<b>58</b>	<b>51</b>	55	45	×	×	×
	4	田上7丁目	1低	A	H30.1.12	H30.1.13	45	38	55	45	○	○	○
	5	郡元3丁目	1低	A	H30.1.14	H29.1.15	48	42	55	45	○	○	○
	6	東谷山5丁目	1低	A	H30.1.14	H29.1.15	49	37	55	45	○	○	○
	7	小山田町	1住	B	H30.1.14	H29.1.15	51	39	55	45	○	○	○
	8	吉野町	1低	A	H30.1.14	H29.1.15	54	43	55	45	○	○	○
	9	鴨池2丁目	1低	A	H30.1.14	H29.1.15	51	40	55	45	○	○	○
	10	和田2丁目	1中	A	H30.1.12	H30.1.13	50	40	55	45	○	○	○
鹿屋市	1	札元一丁目	1低	A	H30.3.7	H30.3.8	47	40	55	45	○	○	○
	2	寿七丁目	1低	A	H30.2.25	H30.2.26	<b>56</b>	43	55	45	×	○	×
	3	吾平町	1中	A	H30.2.25	H30.2.26	45	36	55	45	○	○	○
	4	新栄町	1住	B	H30.3.12	H30.3.13	<b>58</b>	45	55	45	×	○	×
	5	白崎町	1住	B	H30.3.11	H30.3.12	53	44	55	45	○	○	○
	6	新川町	準住	B	H30.2.16	H30.2.17	53	43	55	45	○	○	○
	7	吾平町	1住	B	H30.2.16	H30.2.17	41	35	55	45	○	○	○
	8	共栄町	商	C	H30.2.17	H30.2.18	53	46	60	50	○	○	○
	9	吾平町	商	C	H30.3.11	H30.3.12	54	43	60	50	○	○	○
薩摩川内市	1	御陵下町	1中	A	H29.11.22	H29.11.23	55	<b>47</b>	55	45	○	×	×
	2	宮内町	1住	B	H29.10.19	H29.10.20	53	<b>50</b>	55	45	○	×	×
	3	高城町	1住	B	H29.11.29	H29.11.30	<b>60</b>	<b>52</b>	55	45	×	×	×
	4	御陵下町	1住	B	H30.2.23	H30.2.24	51	41	55	45	○	○	○
	5	入来町副田	1住	B	H29.11.25	H29.11.26	55	46	55	45	○	×	×
	6	西開聞町	近商	C	H29.10.22	H29.10.23	50	41	60	50	○	○	○
日置市	1	伊集院町妙円寺	1低	A	H29.11.20	H29.11.21	47	33	55	45	○	○	○
	2	伊集院町麦生田	1中	A	H29.11.20	H29.11.21	49	37	55	45	○	○	○

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低＝第1種低層住居専用地域、2低＝第2種低層住居専用地域、1中＝第1種中高層住居専用地域、  
2中＝第2種中高層住居専用地域、1住＝第1種住居地域、2住＝第2種住居地域、準住＝準住居地域、  
近商＝近隣商業地域、商＝商業地域、準工＝準工業地域、工＝工業地域

② 道路に面する地域における調査結果<点的評価>(市実施)

単位：デシベル(A)

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	一般国道3号	伊敷8丁目	下	○	4	1住	B	H30.1.23	H30.1.24	○	72	51	70	65
	2	一般国道3号	下伊敷1丁目	上	○	4	未	C	H30.1.23	H30.1.24	○	75	73	70	65
	3	一般国道3号(鹿児島道路)	福山町	下	○	4	商	B	H30.1.23	H30.1.24	○	51	70	70	65
	4	一般国道3号	田上7丁目	上	○	2	近商	B	H30.1.23	H30.1.24	○	58	66	70	65
	5	鹿児島加世田線	郡元3丁目	下	○	5	近商	B	H30.1.23	H30.1.24	○	65	69	70	65
	6	鹿児島加世田線	東谷山5丁目	上	○	4	準住	B	H30.1.23	H30.1.24	○	71	42	70	65
	7	小山田川田蒲生線	小山田町	上	○	4	1住	B	H30.1.23	H30.1.24	○	66	50	70	65
	8	吉野公園線	吉野町	上	○	4	商	A	H30.1.23	H30.1.24	○	61	62	70	65
	9	鹿児島港下荒田線	鴨池2丁目	上	○	4	近商	C	H30.1.23	H30.1.24	○	67	65	70	65
	10	玉取迫鹿児島港線	和田2丁目	上	○	4	商	A	H30.1.23	H30.1.24	○	61	58	70	65
枕崎市	一般国道225号	緑町	上	○	2	1中	C	H29.12.25	H29.12.26	○	66	57	70	65	
阿久根市	阿久根東郷線	鶴川内	下	○	2	外	—	H30.2.15	H30.2.16	○	69	63	70	65	
出水市	一般国道3号	米ノ津町	下	○	2	外	B	H30.2.8	H30.2.8	○	69	63	70	65	
指宿市	一般国道226号	十町	下	○	2	外	B	H29.12.7	H29.12.8	○	69	63	70	65	
日置市	1	市道ゆすの木通り線	伊集院町妙円寺	上	—	2	1住	A	H29.11.20	H29.11.21	○	60	46	70	65
	2	市道文化通り線	伊集院町郡	上	—	2	1住	B	H29.11.20	H29.11.20	○	63	55	70	65
	3	県道鹿児島東市来線	伊集院町下谷口	上	○	2	準住	B	H29.11.20	H29.11.20	○	67	61	70	65
阿久根市	一般国道3号	塩浜町	上	○	2	外	—	H30.2.2	H30.2.3	○	66	63	70	65	
曾於市	県道都城隼人線	財部町	上	○	2	外	—	H30.1.25	H30.1.25	○	68	59	70	65	
霧島市	一般国道223号線	隼人町	下	○	2	準住	B	H30.1.12	H30.1.13	○	66	61	70	65	

(注1) 道路の上り、下りのどちら側で測定したか

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第1種低層住居専用地域、 2低：第2種低層住居専用地域、 1中：第1種中高層住居専用地域、

2中：第2種中高層住居専用地域、 1住：第1種住居地域、 2住：第2種住居地域、 準住：準住居地域、

近商：近隣商業地域、 商：商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、 未：用途地域内の未指定地域、 外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行っていれば「○」、それ以外は空欄

① 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価>(県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)						
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	776	84.5%	90.1%	84.9%	269	81.4%	92.2%	81.4%	507	86.2%	89.0%	86.8%
						656	699	659		219	248	219		437	451	440
		一般国道	295.4	211	28,182	88.1%	89.2%	89.3%	11,855	76.6%	78.5%	78.5%	16,327	96.3%	97.0%	97.0%
						24,821	25,151	25,155		9,085	9,311	9,305		15,731	15,835	15,845
		県道	381.3	256	34,081	90.8%	93.3%	93.1%	14,494	89.8%	91.2%	91.7%	19,587	91.6%	94.8%	94.1%
						30,952	31,790	31,717		13,011	13,214	13,290		17,941	18,576	18,427
		4車線以上の市町村道	20.6	21	15,074	96.8%	97.5%	98.0%	7,316	94.8%	95.9%	97.1%	7,758	98.6%	99.0%	98.8%
						14,587	14,694	14,770		6,937	7,013	7,106		7,650	7,681	7,664
(町村の実施区域)	道路種類別の内訳	一般国道	68.0	24	1,977	100.0%	100.0%	100.0%	811	100.0%	100.0%	100.0%	1,166	100.0%	100.0%	100.0%
						1,977	1,977	1,977		811	811	811		1,166	1,166	1,166
		県道	21.2	4	761	100.0%	100.0%	100.0%	319	100.0%	100.0%	100.0%	442	100.0%	100.0%	100.0%
						761	761	761		319	319	319		442	442	442
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	776	84.5%	90.1%	84.9%	269	81.4%	92.2%	81.4%	507	86.2%	89.0%	86.8%
						656	699	659		219	248	219		437	451	440
		一般国道	100.7	87	15,862	81.3%	82.6%	82.8%	7,246	65.7%	67.3%	67.8%	8,616	94.5%	95.4%	95.4%
						12,902	13,095	13,133		4,761	4,876	4,911		8,141	8,219	8,222
		県道	265.1	182	28,114	88.9%	91.9%	91.7%	12,017	87.8%	89.5%	90.1%	16,097	89.8%	93.7%	92.8%
						25,005	25,843	25,769		10,551	10,754	10,830		14,454	15,089	14,939
		4車線以上の市町村道	20.6	21	15,074	96.8%	97.5%	98.0%	7,316	94.8%	95.9%	97.1%	7,758	98.6%	99.0%	98.8%
						14,587	14,694	14,770		6,937	7,013	7,106		7,650	7,681	7,664
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
						580	583	580		135	135	135		445	448	445
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	385	100.0%	100.0%	100.0%	129	100.0%	100.0%	100.0%	256	100.0%	100.0%	100.0%
						385	385	385		129	129	129		256	256	256
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	423	96.0%	99.1%	96.0%	148	88.5%	97.3%	88.5%	275	100.0%	100.0%	100.0%
						406	419	406		131	144	131		275	275	275
		県道	20.8	8	924	100.0%	100.0%	100.0%	440	100.0%	100.0%	100.0%	484	100.0%	100.0%	100.0%
						924	924	924		440	440	440		484	484	484
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	9.5	6	697	97.6%	99.1%	97.6%	270	94.8%	98.9%	94.8%	427	99.3%	99.3%	99.3%
						680	691	680		256	267	256		424	424	424
		県道	3.7	5	255	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	156	100.0%	100.0%	100.0%
						255	255	255		99	99	99		156	156	156
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
						263	263	278		86	86	101		177	177	177
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	348	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	194	100.0%	100.0%	100.0%
						348	348	348		154	154	154		194	194	194
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	159	100.0%	100.0%	100.0%	62	100.0%	100.0%	100.0%	97	100.0%	100.0%	100.0%
						159	159	159		62	62	62		97	97	97
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	209	102.4%	102.4%	102.4%	99	100.0%	100.0%	100.0%	110	100.0%	100.0%	100.0%
						214	214	214		99	99	99		110	110	110

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

日置市	道路種類別の内訳	一般国道	23.2	21	1,072	98.3%	99.3%	98.3%	459	98.7%	100.0%	98.7%	613	98.0%	98.9%	98.0%		
						1,054	1,065	1,054			453	459		453		601	606	601
		県道	5.9	9	724	100.0%	100.0%	100.0%		260	100.0%	100.0%		100.0%	464	100.0%	100.0%	100.0%
				724	724	724		260	260		260		464	464		464		
曾於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.5	12	531	95.9%	96.0%	95.9%	180	88.3%	88.3%	88.3%	351	99.7%	100.0%	99.7%		
						509	510	509			159	159		159		350	351	350
		県道	29.3	20	783	97.8%	97.8%	97.8%		352	95.2%	95.2%		95.2%	431	100.0%	100.0%	100.0%
				766	766	766		335	335		335		431	431		431		
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%		
					580	583	580			135	135	135			445	448	445	
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.6	8	1,380	95.1%	95.1%	99.9%	479	88.5%	88.5%	100.0%	901	98.6%	98.6%	99.9%		
						1,312	1,312	1,379			424	424		479		888	888	900
		県道	13.3	12	555	100.0%	100.0%	100.0%		239	100.0%	100.0%		100.0%	316	100.0%	100.0%	100.0%
				555	555	555		239	239		239		316	316		316		
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	8.5	9	952	100.0%	100.0%	100.0%	391	100.0%	100.0%	100.0%	561	100.0%	100.0%	100.0%		
						952	952	952			391	391		391		561	561	561
		県道	11.4	5	543	100.0%	100.0%	100.0%		209	100.0%	100.0%		100.0%	334	100.0%	100.0%	100.0%
				543	543	543		209	209		209		334	334		334		
志布志市	道路種類別の内訳	県道	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%		
					269	269	269			72	72	72			197	197	197	
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	98.5%	98.5%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	97.5%	97.5%	100.0%		
						1,400	1,400	1,421			582	582		582		818	818	839
		県道	0.4	1	413	100.0%	100.0%	100.0%		178	100.0%	100.0%		100.0%	235	100.0%	100.0%	100.0%
				413	413	413		178	178		178		235	235		235		
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	77	100.0%	100.0%	100.0%	134	100.0%	100.0%	100.0%		
						211	211	211			77	77		77		134	134	134
		県道	0.5	1	101	100.0%	100.0%	100.0%		42	100.0%	100.0%		100.0%	59	100.0%	100.0%	100.0%
				101	101	101		42	42		42		59	59		59		
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	12.5	4	343	100.0%	100.0%	100.0%	165	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%		
					343	343	343			165	165	165			178	178	178	
始良市	道路種類別の内訳	一般国道	7.0	9	923	76.4%	86.7%	76.4%	294	46.6%	74.1%	46.6%	629	90.3%	92.5%	90.3%		
										705	800	705			137	218	137	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、概ね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指定地域
a区域	専ら住居の用に供される区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	主として住居の用に供される区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域